

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族との別離を余儀なくされたことや申立人がうつ病に罹患していたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円（ただし、既払い金255万円を除く。）が賠償された事例。

1442

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目：精神的損害（増額分）

期間：平成23年3月11日～平成30年3月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、合計255万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人が被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月19日

(仲介委員 市川太)